

2024年度後期 授業料減免要項（学部生（日本人学生）※）

※日本学生支援機構の給付奨学金への申込資格のある「永住者」等も含まれます。

1. 修学支援新制度による授業料減免制度概要

「高等教育の修学支援新制度」には、次の2つの支援があります。

- 日本学生支援機構の給付奨学金（原則返還が不要な奨学金）
- 大学の授業料等の減免

「大学の授業料等の減免」を受けるためには、「日本学生支援機構の給付奨学金」に申請して採用される必要があり、原則「大学の授業料等の減免」を単独で申請することはできません。

なお、「日本学生支援機構の給付奨学金」の申請時に併せて「大学の授業料等の減免」の希望を申し出る必要があります。詳細は、4. 申請手続きをご確認ください。

2. 修学支援新制度による授業料減免対象学生

基準日（2024年10月1日）時点で在学予定の者で、日本学生支援機構の給付奨学金採用者もしくは定期採用（二次採用）に申請中の者。

→日本学生支援機構の給付奨学金に係る定期採用については、例年4月と9月に募集しています。

詳細は千葉大学 HP 及び日本学生支援機構 HP をご参照いただき、忘れずに申請してください。

【千葉大学 HP】奨学金制度

<https://www.chiba-u.ac.jp/students/payment/scholarship.html>

【日本学生支援機構 HP】進学後（在学採用）の給付奨学金の申込資格

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

※日本学生支援機構の給付奨学金と併用できない民間団体等の奨学金を受給している場合は、授業料減免のみの支援を受けることが出来ます。その場合は、日本学生支援機構の給付奨学金に申請・採用された後、日本学生支援機構の給付奨学金のみを停止する手続きを行う必要があります。

3. 修学支援新制度によらない大学独自の制度

月割分納・納入猶予を希望する場合は、2024年9月25日（水）までに学生支援課にメールにてご相談ください。また、特段の事情がある場合や2019年度以前入学者については、例外として単独での授業料減免申請を認めるケースがあります。詳細は10.（別紙）を参照してください。

4. 減免等結果について

日本学生支援機構の給付奨学金の2024年10月時点での支援区分に基づき、半期分（今回の申請では後期分）の授業料について、以下のいずれかで減免されます。

- ①全額免除 ②2/3免除 ③1/3免除 ④1/4免除 ④不許可（免除なし）

※上記は2024年8月時点での予定ですので、今後変更となる可能性があります。

※日本学生支援機構の給付奨学金に申請した方が不採用となった場合は④不許可（免除なし）となります。

(参考) 2020年以降の入学者は、授業料が年額642,960円(半期321,480円)となっておりますが、JASSOによる減免額は年額535,800円を基準としているため、差額については千葉大学の財源により追加で減免されます。以下支援区分ごとの減免額(半期分)の内訳となります。

【半期分の支援区分毎の減免額内訳】

①JASSOによる支援額 ②千葉大学の財源による減免 ③要納入額

支援区分Ⅰ	①267,900		②53,580
支援区分Ⅱ	①178,600	②53,580	③89,300
支援区分Ⅲ	①89,300	②53,580	③178,600
支援区分Ⅳ	①67,000	②53,580	③200,900

※上記は2024年8月時点での情報となります。今後支援区分の追加・変更や、大学独自の減免額の見直し等がある場合があります。

5. 申請手続き

◆日本学生支援機構の給付奨学金(2024年10月採用)に向けた定期採用(二次採用)に申請中の方。

→9月の定期採用(二次採用)のWeb申込時に「授業料等減免申請の希望を確認する設問」が表示されるので、「はい」を選択すること。

※日本学生支援機構の給付奨学金に採用されなかった場合は減免を受けることが出来ません。

◆既に日本学生支援機構の給付奨学金に採用(区分外含む)されている方。

→特段手続きは不要です。10月に支援区分が変更となる場合がありますので、改めて要納入額等についてご連絡します。

6. 授業料納入(口座振替)の時期

◆日本学生支援機構の給付奨学金(2024年10月採用)に向けた定期採用(二次採用)に申請中の方。

→令和7年1月下旬に口座振替となります(不採用の場合も含む)。

◆既に日本学生支援機構の給付奨学金に採用(区分外含む)されている方。

→今年度10月に通知される支援区分により口座振替時期が異なります。

(第Ⅰ～第Ⅳ区分となった方)

令和7年1月下旬に口座振替となります。

(支援区分外となった方)

令和6年11月下旬に口座振替となります。

7. 適格認定（家計・学力等）

日本学生支援機構の給付奨学金は家計基準及び学力基準に基づき審査が行われます（適格認定）が、授業料減免についても、給付型奨学金で実施される適格認定に連動するので、原則授業料減免単独での適格認定は実施いたしません。

家計基準については、毎年10月に前年の収入等を元に支援区分の見直しが行われ、以降1年間（家計急変採用者は3か月ごと）の支援区分を決定します。見直しの結果「支援対象外」となった場合は、10月以降1年間の『支援（給付奨学金及び授業料減免）』が止まりますが、翌年度10月の見直しの際に、再度支援区分Ⅰ～Ⅳに変更された場合は、支援が再開されます。

学力基準については、毎年3月に学業成績等の基準に基づいて判定を行います。適格認定は「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。判定の結果「警告」を連続で受けた場合には支援が打ち切られることがあります。「廃止」となった場合は、再度日本学生支援機構の給付奨学金に採用されることはないため、授業料減免も受けることができなくなります。

8. 諸注意

千葉大学からの連絡は、大学から配布される「[学生証番号@student.gs.chiba-u.jp](mailto:student.gs.chiba-u.jp)」のアドレス宛にご連絡します。見落としのないよう、届いたメールは必ず確認するようにしてください。

9. お問い合わせ先

国立大学法人千葉大学

学務部学生支援課生活支援係

メール：dde2178@office.chiba-u.jp

※メールは、「[学生証番号@student.gs.chiba-u.jp](mailto:student.gs.chiba-u.jp)」のアドレスから送付してください。

※やり取りの記録を残すため、お問い合わせの際は窓口・電話ではなく、必ずメールにて学生本人がご連絡ください。

10. (別紙) 大学独自の授業料免除申請 (修学支援新制度に基づかない免除)

下記のいずれかに該当する場合は別途大学独自の授業料減免申請等を受け付ける場合があります。希望される方は個別に手続きについてご案内いたしますので、2024年9月25日(水)までに学生支援課までメールにてご相談ください。

※個々の事情を元に審査するため、必ず採用となるわけではありませんのでご注意ください。

- ① 日本学生支援機構の給付奨学金の採用の有無に関わらず大学独自の授業料免除を希望する方のうち、家計支持者の急死、新型コロナウイルスの影響、被災等により家計困窮となった方、もしくは、その他特段の事情のある方 等。
- ② (2019年度以前の入学者のみ)
大学独自の授業料免除を希望する方、もしくは「日本学生支援機構の給付奨学金」と「大学独自の授業料免除」の両方に申し込み、支援額の大きい方で授業料の減免を受けることを希望する方。